

粉じん作業場にかかる掲示について(再周知)

令和7年6月4日

関東東北産業保安監督部東北支部

粉じん作業場にかかる規則改正

規則改正の概要

- 令和5年度に鉱山保安法施行規則が改正され、**粉じん作業場における規定が追加された。**(令和5年10月1日施行)
- あわせて、**鉱業権者が講ずべき措置事例に関連項目が追加された。**

新 (令和5年10月1日 施行)	旧 (令和5年4月1日 施行)
平成十六年経済産業省令第九十六号 鉱山保安法施行規則 (粉じんの処理)	平成十六年経済産業省令第九十六号 鉱山保安法施行規則 (粉じんの処理)
第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。	第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。
一 粉じんが発生し、又は飛散する作業場及び粉じんを発生し、又は飛散させる施設においては、集じん、散水、清掃、機械又は装置の密閉、坑内作業場における湿式削岩機の使用その他の粉じんの飛散を防止するための措置を講ずること。	一 粉じんが発生し、又は飛散する作業場及び粉じんを発生し、又は飛散させる施設においては、集じん、散水、清掃、機械又は装置の密閉、坑内作業場における湿式削岩機の使用その他の粉じんの飛散を防止するための措置を講ずること。
二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具であって、作業環境に応じた有効な防じん性能を有するもの (以下「有効呼吸用保護具」という。) を着用させること。	二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具であって、作業環境に応じた有効な防じん性能を有するものを着用させること。
イ 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下単に「日本産業規格」という。)T八一九一に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具	イ 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下単に「日本産業規格」という。)T八一九一に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具
ロ 日本産業規格T八一九一に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具	ロ 日本産業規格T八一九一に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具
二の二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、請負人(鉱山労働者を除く。以下同じ。)に作業を行わせるときは、有効呼吸用保護具を着用する必要がある旨を当該請負人に周知すること。	
二の三 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げる事項を、見やすい箇所に掲示すること。	
イ 粉じんが発生し、又は飛散する作業場である旨	
ロ 粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状	
八 粉じん等の取扱い上の注意事項	
二 有効呼吸用保護具を着用しなければならない旨及び着用すべき有効呼吸用保護具	
三 前号 に定めるもののほか、粉じんが飛散しない箇所への休憩所の設置その他の鉱山労働者が粉じんを吸入しないための措置を講ずること。	三 前号 に定めるもののほか、粉じんが飛散しない箇所への休憩所の設置その他の鉱山労働者が粉じんを吸入しないための措置を講ずること。

粉じん作業場にかかる規則改正

令和5年度の規則改正で追加された内容

- 粉じんが発生し、又は飛散する作業場(粉じん作業場)において、次のことを行う必要がある。

鉱山保安法施行規則(抜粋)

第十条

二の二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、**請負人**(鉱山労働者を除く。以下同じ。)に作業を行わせるときは、**有効呼吸用保護具を着用する必要がある旨を当該請負人に周知**すること。

→ 委託業者等に対しても、防じんマスクが必要なことを周知する義務

二の三 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、**鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げる事項を、見やすい箇所に掲示**すること。

- イ 粉じんが発生し、又は飛散する作業場である旨
- ロ 粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- ハ 粉じん等の取扱い上の注意事項
- ニ 有効呼吸用保護具を着用しなければならない旨及び着用すべき有効呼吸用保護具

→ 上記4項目を、粉じん作業場の見やすい位置に掲示する義務

掲示内容の再確認依頼

掲示内容は更新されていますか？

- 昨年度の保安検査では、掲示内容が不足していることが見受けられた。
- 各鉱山においては、規則に定める4項目の記載があるか、今一度確認されたい。

「**鉱業権者が講ずべき措置事例**」に**掲示すべき内容の一例**が掲載されています。

3 鉱山保安法施行規則第10条第1項第2号の3に規定する「掲示」の記載内容については、次のとおり。

- (1) 粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類
例えば、じん肺、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸、原発性肺がん
- (2) 粉じんにより生じるおそれのある疾病の症状
例えば、呼吸困難、せき、たん、心悸亢進（しんきこうしん）
- (3) 着用すべき有効呼吸用保護具
例えば、有効呼吸用保護具の製品名、製造会社名、前述の2（1）（表－1）、2（1）（表－2）、2（3）（表－3）又は2（3）（表－4）に規定する呼吸用保護具の種類

鉱業権者が講ずべき措置事例

(20230815保局第1号)

粉じんに関する規定は、
第8章 粉じんの処理
に記載があります。



粉じん濃度測定結果の周知

測定結果を掲示し鉱山労働者へ周知

- 令和3年4月28日付け文書で、「常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内・坑内作業場」で粉じん濃度の測定を行ったときは、その都度、測定の結果を掲示等により周知するよう要請しているところ。
- 屋内作業場または坑内作業場において粉じん濃度測定等を行っている鉱山においては、各鉱山における粉じん濃度の測定結果等の鉱山労働者への周知を、保安教育及びリスクコミュニケーションの観点から効果的と考えられる方法で行われたい。

周知内容(抜粋)

- 粉じん濃度の測定結果等について、測定を行ったときは、その都度、様式第九(甲)を常時各作業場の見やすい所に掲示、備え付け等の方法で周知を行う。
- 今般改正した規則第10条第2号を受け改正した措置事例「第8章2」の規則第10条第4号に規定する常時著しく粉じんが発生、又は飛散坑内作業場においては、要求防護係数を上回る指定防護係数を有する呼吸用保具を着用させたことを同報告様式の備考欄に記載して周知を行う。

(様式第九(甲)の備考欄の記載例)

様式第九(甲)(第46条第2項関係)	
粉じん濃度の測定結果に基づく 作業環境評価結果報告書	
鉱山名 (鉱種)	()
所在地(電話)	
鉱業権者名	
作業場名	
測定年月日	年 月 日
測定方法	
測定者(職名)	()
幾何平均値(mg/m ³)	
幾何標準偏差	
質量濃度変換係数	
遊離けい酸	含有率(%)
	分析方法
管理濃度(mg/m ³)	
管理区分	
管理区分が2又は3の場合の改善措置	
備考	(規則第10条第4号の坑内作業場の場合の記載例) 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具の概要 ①要求防護係数 $P.Fr = C / [3.0 / (1.19Q + 1)] = 21.84$ ・粉じん濃度の算術平均値C(単位 mg/m ³) = (2.04 + 2.35 + 3.4 + 4.82 + 3.19 + 6.47) / 6 = 3.71 ・遊離けい酸の含有率Q(単位 %) = 14.0 ②呼吸用保護具の種類 ・メーカー名・品番、PAPR・半面形体・S級・PL3 ③指定防護係数=50 以上のとおり、着用させている呼吸用保護具の指定防護係数は要求防護係数を上回っている。

年 月 日
産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

備考(1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
(2) 作業場の図面を添付すること。